

## さいたま市水道局物品納入等執行事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道局が発注する物品納入等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品納入等 物品の製造の請負、買入れ、修理又は売払いをいう。
- (2) 仕様書等 仕様書及び特記仕様書をいう。
- (3) 契約事務規程 さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）をいう。
- (4) 委員会 さいたま市水道局契約審査委員会規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第24号）に規定する、さいたま市水道局契約審査委員会をいう。

(物品納入等の執行)

第3条 物品納入等を行うときは、物品納入等執行主管課（以下「主管課」という。）は仕様書等を作成し、支出負担行為伺書に添付の上、さいたま市水道局事務専決規程（平成15年水道部企業管理規程第6号）第3条に規定する区分に従い、決裁を受けなければならない。

(指名業者の選定方法)

第4条 指名業者を選定するときは、次に掲げる事項について総合的に勘案するとともに、指名が特定の業者に偏することのないよう留意するものとする。

- (1) 経営及び信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 当該契約についての履行能力
- (4) 既契約の履行成績

(優先指名)

第5条 前条に定める指名を行うにあたっては、さいたま市の競争入札参

加資格に関する審査を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に登載された者（以下「有資格者」という。）で次の各号に該当する者があるときは、優先して指名することができる。

- (1) 本店及び主たる営業活動の拠点を本市内に有する者
- (2) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者

（指名業者数）

第6条 有資格者等の指名業者数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、契約の性質その他の理由によりこれらにより難しい場合は、この限りではない。

(1) 物品の購入

- ア 1,000万円以上 7名以上
- イ 500万円以上1,000万円未満 6名以上
- ウ 160万円以上500万円未満 5名以上
- エ 80万円以上160万円未満 4名以上
- オ 30万円以上80万円未満 3名以上
- カ 10万円以上30万円未満 2名以上
- キ 10万円未満 1名以上

(2) 印刷等の製造の請負又は物品の修理

- ア 1,000万円以上 7名以上
- イ 500万円以上1,000万円未満 6名以上
- ウ 250万円以上500万円未満 5名以上
- エ 130万円以上250万円未満 4名以上
- オ 30万円以上130万円未満 3名以上
- カ 10万円以上30万円未満 2名以上
- キ 10万円未満 1名以上

（随意契約の特例）

第7条 随意契約において、特殊な部品等を購入するにあたり販売等を行う者が特定されていて、有資格者のなかから選定できない場合でさいた

ま市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合は、有資格者以外の者を選定することができる。

（有資格者等の指名等）

第8条 管財課長は、第3条の合議があったときは契約方法伺書により、契約執行方法及び指名業者等の選定事務を次に掲げる方法により決裁を受けなければならない。

- (1) 設計金額又は支出負担行為予定額が160万円以下の物品納入等についての業者の指名決定は、管財課長が行う。
- (2) 設計金額又は支出負担行為予定額が160万円を超え1,000万円未満の物品納入等についての業者の指名決定は、業務部長が行う。
- (3) 設計金額又は支出負担行為予定額が1,000万円を超え8,000万円未満の物品納入等についての業者の指名決定は、局長が行う。
- (4) 設計金額又は支出負担行為予定額が500万円以上の物品納入等については、審査委員会の審議を経て、契約審査委員会報告書・要求書により決裁を受ける。
- (5) 一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る物品納入等の適否については、資格要件と併せて審査委員会の審議を経て、決裁を受ける。

（入札及び見積の指名通知）

第9条 前条の規定により、入札及び見積（以下「入札等」という。）の被指名人が決定したときは、入札（見積）指名通知書又は見積依頼書により通知するものとする。ただし、一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る物品納入等については、告示案の決裁を受けて告示するものとする。

（仕様説明）

第10条 仕様説明は、原則として主管課が行うものとする。

2 仕様説明は、物品納入等の内容、条件等について行うものとする。

（入札等予定価格の決定）

第11条 予定価格の決定は業務部長が行い、予定価格書に金額を記入押印し、封書に入れ封印する。

(入札等執行者)

第12条 入札等の執行は、管財課長又は管財課長が指名した者が行うものとする。

(入札等執行立会人)

第13条 入札の執行立会人は、当該物品納入等の契約事務に関係しない主査相当職以上の職員をもって充てる。

2 見積の執行立会人は、管財課長が指名した職員をもって充てる。

3 執行立会人は、原則として1名とする。

(入札保証金)

第14条 入札保証金の取扱いについては、契約事務規程第21条から第23条までの規定を準用する。

(入札の準備)

第15条 入札等執行者は、入札の執行が適正に行われるよう執行場所の選定並びに入札等執行者及び入札参加者の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札等執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する物品納入等の予定価格を記載し封書にした予定価格書、くじ及び入札の執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札金額見積内訳書)

第16条 入札等執行者は、入札参加者から必要に応じて入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札)

第17条 入札等執行者は、あらかじめ通知した時刻となったとき、入札の開始を告げ、入札参加者を順次入室させ、当該物品納入等の名称、場所及び入札参加者名並びに入札（見積）書に入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する旨を読み上げて、その確認を行うものとする。

2 前項の確認後の入札は、認めない。

3 入札参加者は原則として1の業者1人とし、入札執行途中での退室は

認めないものとする。

4 入札は、入札（見積）書に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして入札箱に投入させなければならない。

（代理人による入札）

第18条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は入札前に委任状を提出させ、その者が入札者の代理人であることを確認しなければならない。

（入札の辞退）

第19条 入札等執行者は、指名を受けた者が入札を辞退する旨の申し出があった場合、入札執行前にあっては、入札（見積）辞退届を持参又は郵送させ、入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を直接提出させるものとする。

2 前項により入札を辞退した者については、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わないものとする。

（入札書の書換等の禁止）

第20条 入札等執行者は、入札参加者がいったん投入した入札（見積）書の書換え、又は撤回をさせてはならない。

（入札の延期等）

第21条 入札等執行者は入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等を行ったことにより入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札等執行者は、天災その他の理由により入札を執行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

（開札）

第22条 開札は、入札（見積）書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

2 入札等執行者は、開札を宣した上、直ちに入札（見積）書を開封し、

その適否の審査を行わなければならない。

3 入札等執行者は、開封した入札（見積）書を入札価格順に整理し、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比を行わなければならない。

4 開札の結果は、入札参加者名及び入札価格を発表するものとする。  
（入札の無効）

第 2 3 条 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項（金額を除く。）を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札に参加する資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(8) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(9) 2 通以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 以上の者の代理をした者がした入札

(10) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札

(11) 明らかに連合によると認められる入札

(12) 公告または入札通知書等において定めた提出書類を提出しない者がした入札、又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札

(13) 金額を訂正した入札書による入札

(14) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

（入札結果の記録）

第 2 4 条 入札等執行者は、物品納入等の入札を行ったときは入札（見積）結果表を作成しなければならない。

（落札者の決定）

第25条 入札等執行者は、入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（くじによる落札者の決定）

第26条 入札等執行者は、落札とすべき額と同額の入札をした者が2人以上いるときは直ちに、当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

2 前項のくじ引きにあたり、当該入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（再度入札）

第27条 入札等執行者は、開札後入札書比較価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

（入札不調時の取扱い）

第28条 入札等執行者は、再度入札によっても、なお落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて公告又は当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。ただし、公告又は指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

（落札結果の通知等）

第29条 入札等執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表するものとする。また管財課長は、速やかに落札者に通知するものとする。

2 前項の通知が落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の

締結に応じないときは、落札者の決定は効力を失うものとする。

(見積書の徴取)

第30条 見積書の徴取は、原則として、管財課長が、あらかじめ提出期限、提出場所その他必要な事項を定め、郵送又は電子メールにより行うものとする。ただし、管財課長が認めた場合は、見積書を持参により提出することができる。

(入札執行の準用)

第31条 第16条、第20条、第21条、第23条、第24条並びに第27条第1項及び第3項の規定は、見積の執行の場合に準用する。

(随意契約の相手方の決定)

第32条 随意契約の締結の相手方は、見積書比較価格（予定価格に110分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で見積りをした者の中から管財課長が決定するものとする。

2 前項の決定は、見積を徴取したすべての者から見積書又は見積辞退届の提出があった時から行うことができる。

(見積結果の通知等)

第33条 入札等執行者は、随意契約の相手方が決定した場合は、口頭又は書面をもって速やかに決定者に通知するものとする。

2 前項の通知が決定者に到達した日から7日以内に当該決定者が契約の締結に応じないときは、前条の決定は効力を失うものとする。

(契約の締結)

第34条 契約の相手方が決定し、物品納入等の契約を締結しようとするときは、管財課長は、契約伺書により決裁を受けなければならない。

2 契約の締結は、契約書により、契約の相手方として通知を受けた日から7日以内に行うものとする。

(契約書作成の省略)

第35条 契約事務規程第3条第1項第1号の規定に該当するものについては契約書の作成を省略し、契約の相手方から請書を提出させるものとする。この場合において、管理者は、契約の相手方に注文書を送付しな



ければならない。

(契約保証金)

第36条 契約保証金の取扱いについては、契約事務規程第4条から第9条までの規定を準用する。

(履行期限の延長)

第37条 物品納入等を行う主管課長は、物品納入等の受注者からその責めに帰すことができない事由により履行期限内に物品納入等を完了することができない旨を、履行期限延長申請書により履行期限の延長を請求されたときは、その請求が妥当と判断した場合は延長を認めるものとする。

(契約の変更)

第38条 物品納入等の内容、契約金額、履行期限を変更しようとするときは、管財課長は、変更契約の決裁を受けなければならない。

2 前項による決裁後、変更契約書又は変更請書により変更契約を締結するものとする。

(物品納入等の検査)

第39条 契約事務規程第43条第1項の規定により検査にあたる職員

(以下「検査職員」という。)は、物品納入等の契約について、その給付の内容を確認するため、契約書、仕様書等及びその他の関係書類に基づき、給付完了日から10日以内に給付内容の検査を行わなければならない。

2 前項の規定は、給付の完了前に代金の一部を支払う必要がある場合において行う物品納入等の既済部分又は物件の既納部分の確認を行うための検査に、これを準用する。

3 検査職員は、主管課長とする。

(支払事務)

第40条 主管課長は、物品納入等の完了確認後、物品納入等の受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第41条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年2月20日以後に契約を締結し、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9条に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）が行われる物品納入等の契約に係る入札及び見積の執行については、第17条第1項、第25条、第31条中「105分の100」とあるのは「108分の100」として、これらの規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行し、6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。